

平成30年1月16日

介護関係事業者様

松原市健康部高齢介護課

介護予防・日常生活支援総合事業の請求に係る取り扱いについて（通知）

平素は本市、介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

標記の件について、下記の通りの取扱いといたしますので、関係者の方へご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. ケアマネジメント費のサービスコード変更について

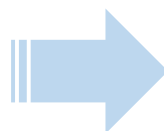
大阪府国保連合会より原案作成委託料支払システムが移行され、平成30年3月審査（2月サービス提供分）から大阪府独自システム（IF）から標準システム（AF）に変更となります。各事業所において使用しているシステムの変更等をよろしくお願いたします。なお、修正版の CSV データについては、平成30年2月中旬に松原市ホームページにて掲載を予定しております。

2. みなし指定更新に伴うサービスコード変更について

総合事業における、介護予防訪問介護相当・介護予防通所介護相当サービスを提供する事業者のみなし指定の有効期限が平成30年3月末のため、継続利用する事業者は指定更新を行っています。そのため、請求については、みなし指定事業者のサービスコードである「A1」「A5」の使用は同年3月サービス提供分までとなりますのでご留意願います。

■サービスコード表

訪問型サービス	みなし指定	A1
	H27.4月～指定	A2
	独自	A3
通所型サービス	みなし指定	A5
	H27.4月～指定	A6
	独自	A7

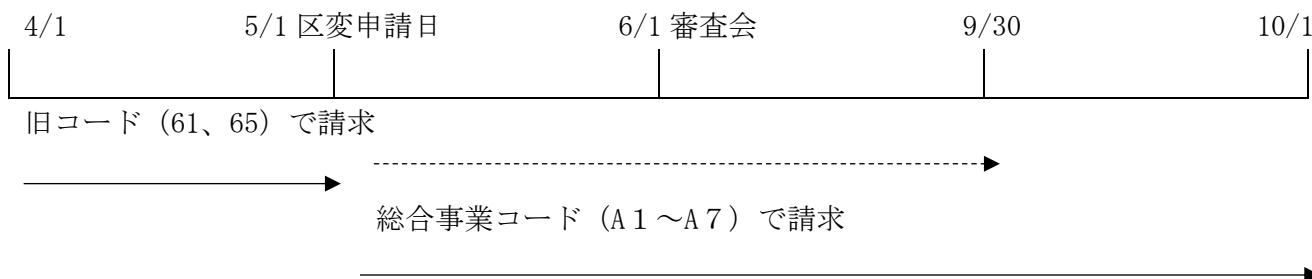


A1・A5の使用は平成30年3月サービス提供分まで

3. 区分変更申請をした場合のサービスコードについて

平成29年4月1日以降に区分変更申請した場合、認定結果がでるまでの期間のサービスコードの取り扱いについて、下記の通り同年9月更新のQAにて示したところです。そのため、同年4月～9月サービス提供分については旧コード（61、65）での請求を認めますが、同年10月サービス提供分以降については旧コードで請求している場合は、総合事業コード（A1～A7）で再請求していただくをお願いします。（※過誤申立が必要となります。）

■例）5/1 区変申請、6/1 審査会、4/1 よりサービス利用している場合



平成29年4月サービス提供分は旧コード（61、65）、5月サービス提供分以降は総合事業コード（A1～A7）で請求。※なお、9月サービス提供分までは旧コードでの請求を認める。

【問合せ】

松原市高齢介護課
認定係

電話 072-334-1550